

国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則は現行憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度も改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、国家の基本法として、国民の安全を確保し、切迫性が高まっている首都直下型地震や南海トラフ地震など大規模災害等への対応、さらに、現下の緊急的問題である新型コロナウイルスなどの感染症対策など直面する諸課題に的確に対処し得る内容であることが求められる。このような中、国会では、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され憲法論議が始められている。国家の基本規定である憲法は、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、あきる野市議会は、国会及び政府に対して、国の責任において日本国憲法についての活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的な議論を喚起すべく、広く周知を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年10月2日

東京都あきる野市議会
議長 天野正昭

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣